

「二字之醜名」をめぐって

——身分呼称と歴史認識の再検討——

畑 中 敏 之

目次

はじめに

I 「解放令」の歴史的意義

- 1 弾左衛門と「解放令」
- 2 「解放令」と美作血税一揆
 - (1) 元「かわた」村襲撃の意味
 - (2) 彼らはどのように呼称されたか
- 3 「解放令」の歴史的意義

II 「元穢多」以前・「新平民」以後

- 1 「穢多」とは誰のことか——「元穢多」以前——
- 2 近代部落問題と「特殊部落」——「新平民」以後——
 - (1) 研究史から
 - (2) 大和同志会副総理の藤井彦五郎と「矯風部落」——名づければ差別か
 - (3) 『大百科事典』と「特殊部落」

おわりに

はじめに

最後の「頭」となる弾左衛門は、配下の者達の「二字之醜名」除去を幕府に願い出た。慶応4年（1868）2月のことである。ここでの「二字之醜名」とは、「穢多」を指す。

本稿では、「解放令」公布のそれ以前と以後の彼ら被差別民の在り様を、彼らの身分呼称を素材にして検討する。近世から近代にかけて、彼ら被差別民をめぐる状況の、何がどのように変わったのか、その歴史認識の再検討を行う。

I 「解放令」の歴史的意義

1 弾左衛門と「解放令」

江戸浅草新町の弾左衛門は、関八州のほぼ全域及び伊豆国、さらに陸奥・甲斐・駿河国の一部に居住する「長吏」「非人」等をその支配下においた「頭」の世襲名である。弾左衛門（後に弾内

記・弾直樹と改名）は、幕府の崩壊、そして明治4年（1871）の「解放令」に遭遇する最後の「頭」となった。

慶応4年（1868）1月13日、弾左衛門に対する「平人」への「身分引上げ」が北町奉行所において申し渡された。この日は、第15代将軍徳川慶喜が戊辰戦争の緒戦に敗北して大坂から江戸に帰ってきた翌日である。その「証文」には、次のように記されていた¹⁾（以下、本稿での史料引用に当たっては関字の処理はしていない）。

（前略）其方儀御入国以来先祖弾左衛門より数代連綿と相統罷在，平常御用品上納御仕置もの御用無滞相勤，兼々出精致し，（中略）去々寅年中，長防御征伐に付配下のもの共農夫に換戦地人足御遣方の儀申渡候処，（中略）今般配下の者共銃隊取建の儀相糾候処，一大隊の人数可差出旨請致し，（中略）鎌倉以来由緒も正敷義に付，出格の訳を以身分平人に被仰付，是迄の通御仕置もの并支配筋引請等申付候（後略）

直接的には、長州戦争における幕府軍への貢献等に対する褒賞としての「身分引上げ」であることがわかる。ここで「是迄の通御仕置もの并支配筋引請等申付候」とある点に注意しなければならない。これは、弾左衛門組織（支配と役負担等）の在り方には何ら変更はない、ということなのである。

この「身分引上げ」の一件が、「弾左衛門」から「弾内記」への改名とともに江戸市中に1月29日付で町触される。2月5日には、直属配下65名の「身分引上げ」も申し渡された。さらに、彼は配下全ての者の「醜名」除去を図って、「私支配下之分差向出格之御仁慈を以て二字之醜名御徐被下候」と願い出る²⁾。

そして、弾内記（役所）は、配下全体の「穢多之名目」「従来之醜名」除去が実現したとして、その旨を2月26日付で通達している。武蔵国横見郡和名村（下和名）に居住する小頭・甚右衛門のもとには、その通達が3月3日に到来したという記録が残されている。その通達には、次のように書かれていた³⁾。

（前略）此方儀先祖以来之勤功且鎌倉以来之由緒も正敷廉ヲ以身分蒙御引立格式も御取直シ相成候義ハ兼而布告致置候処右者支配下一般脇心尽力累年勉強致呉候故之義ニ而此方一身之勤勞に者無之候ニ付此上とも同心御用向為相勤度候得共是迄之身分ニ而者不都合之辺も有之旁不便敷敷旨ヲ以同様御仁恕之蒙御沙汰度段再三再四歎願之趣意柄被為聞召今般願之通穢多之名目御除被成下置支配下取締方之義ハ是迄之通り可相心得旨被仰渡候条一同厚ク相心得乍併以来増長者勿論百姓家又ハ市中等へ罷出候節誇りケ間敷義ハ決而申間敷都而他之あさけりヲ不請様深相慎弥以御用向専一二可相心得旨組下共へ不洩様篤与弁解精々取締可致事（後略）

ここでも、「支配下取締方之義ハ是迄之通り」とされている点に注意したい。彼らに対する弾内記（役所）による支配（組織）は継続しているのである。この点においての変更は一切ない。このことは、彼らの「穢多之名目」「醜名」は除去されたとしても、平人（百姓・町人）とは異なる

る別扱いの身分であること(平人ではないこと)に変わりはないのである。この通達にある「百姓家又ハ市中等へ罷出候節」云々などという説論の文言がそのことを象徴している。

これまでの「部落史」研究・叙述において、この配下全体の「醜名」除去は実現していないとみるのが、一般的な理解であった。しかし、引用した史料は、在地の「小頭」に確かに伝達されたものである。旧幕府のしかるべき担当部署(江戸町奉行以上の)による承認は得ていたものと考えていいだろう。しかし、この頃は、慶喜は江戸城を出て上野寛永寺に屏居していた時期であり、旧幕府による支配が十分には機能していなかったと言える。それ故に、この通達の実効性は極めて怪しいのだが、しかし先行した弾左衛門及びその直属配下65名の「身分引き上げ」も、ほぼ同様の政治状況下でなされたものであり、実効性という点では基本的に差異はない。

弾左衛門及び直属配下65名の「身分引き上げ」は実現し、配下全体の者達に対する「醜名」除去は実現していないとする政治的判断は、以下に述べるように、旧幕府の政策施行の結果(有無)ではなくて、江戸開城(4月11日)後の新政府の判断・対応によるものであった。

弾内記は、同年5月28日付で市政裁判所附に任命される⁴⁾。「家業之儀も是迄之通可相心得事」として、引き続き江戸町奉行所時代とほぼ同様の役務を担うことになる。同年9月3日、東京府は会計局からの「弾内記身分之儀」についての問い合わせに、「弾内記儀、年来旧幕府用向相勤候二付、当正月中身分平人ニ申付候」と回答している。

明治2年(1869)5月、刑法官から東京府へ弾内記等の身分に関わって、「(前略)同人身分取扱方并去辰五月中穢多名目被廢市在一般長吏与唱替相成候由等、別紙写之通申立候、右之通相違無之候哉(後略)⁵⁾」という問い合わせがあった。「別紙写之通申立候」の主語は弾内記である。これは、「市在」の者達すなわち弾内記配下全ての者達の身分に関する問い合わせであることがわかる。東京府は、6月18日、弾内記の証言を基に回答している。弾内記の証言は、次のようになっている。

(前略)去辰二、三月頃、旧幕府町奉行所ニ而、私支配下之もの、是迄穢多与唱候義者相止、都而取扱向者は迄之通長吏与唱来申候(後略)

ここに添付された書類(慶応4年2月7日付)には、次のように書かれている。この書類は、文脈から江戸町奉行所からの申渡書であると推定できる。

(前略)其方儀、内願之趣も有之候ニ付、手下之者共穢多之唱者相止、扱筋之儀者都而是迄之通取扱候様可致(後略)

弾内記側の主張(認識)は、配下全ての「醜名」除去が旧幕府下において実現していたというものである。しかし、これ以後の新政府の対応は、弾内記(及び直属65名)の「身分引き上げ」の事実は確認しているものの、配下全ての「醜名」除去を承認した形跡はない。

ここで注意したいのは、弾内記(及び直属65名)の「身分引き上げ」と配下全ての「醜名」除去がその意味内容を異にしている点である。この点は、新政府側(刑法官)も弾内記側の認識も同様である。刑法官の問い合わせに「穢多名目被廢市在一般長吏与唱替相成候由」とあり、弾内記

の証言に「是迄穢多与唱候義者相止，都而取扱向者是迄之通長吏与唱来申候」とある。ここから明らかのように、配下全ての者に対しては、弾内記（及び直屬65名）の場合とは異なり、平人への「身分引上げ」ではなく「醜名」除去にとどまり、「長吏」という身分（呼称）が継続しているのである。弾内記による組織・支配の継続ということは、そのことを意味していたのである。

配下全ての「醜名」除去は、新政府の承認するところとはならなかった。そこで、弾内記は、東京府を通じて政府に「醜名」除去等を上申することになる。明治3年（1870）11月のことである。11月18日付の上申書には、次のようにある。⁶⁾

（前略）関八州之配下計右様仕法相立候而も、同種類之者諸国ニ散在，規則も区々ニ相成居候儀ニ付，仰願ク者，関八州同様諸国長吏共儀，私管轄ニ被仰付候ハ、御国内一般共厚申論，一体之商法与規則相立，職々之分限ニ応シ皮革税取立，献納為致候ハ、莫太之上金ニも可相成，且又醜名御除去之廉ヲ以，一時巨万之上納も可相成見込ニ御座候，（中略）尤私并支配下之内，譜代家来筋之者者，身元御吟味之上，旧御幕之御平民ニ御引立被成下，白日青天之身と相成候而已ならず，当御府附属ニ被仰付，右ヲ跂望仕候私支配其外諸国ニ罷在候同種之もの共儀，悲羨欣慕罷在候儀ニ御座候，何卒広太之被為布御寛典御国内一般右醜名御除去被成下置候様，伏地奉懇願候，（中略）一時醜名御除被仰出候而者，前書是迄取扱来候賤業ハ勿論，諸御用等自然御差支相成候而已ならず，中ニ者跋扈増長之徒出来，却而弊害ヲ生シ候儀も有之候而者，深く奉恐入候間，職業丈者私江取締管轄被仰付度，左すれハ，右長吏共之内ニ而篤実勉勵之者人撰，除名相願，右ヲ目的ニ貢勵為致（後略）

弾内記の上申（嘆願）の内容は、主として二つである。一つは、全国の「同種類之者」「諸国長吏」を関八州同様に自分の「管轄」にしてほしい、二つには、その「醜名」除去である。そうすれば、税・献納の額が「巨万」になると主張する。ここでは、「長吏」身分のままに彼らを支配するという弾内記の立場は維持されている。「醜名」除去は、その道具として利用されている。そのことは、「醜名」を一斉に実施するのではなくて彼が人選・抜擢して行くと提案している点により明瞭である。

このような弾内記（明治3年12月に弾直樹に改名）にとってみれば、明治4年（1871）の「解放令」（8月28日太政官布告）は、彼に大きな衝撃を与えたことは間違いない。

下和名村の小頭・甚右衛門のもとには、浦和県庁から管轄村々への9月8日付回状として、本村である和名村役人から、次のような「解放令」の内容が伝えられた。⁷⁾

穢多非人等之称被廢候条自今身分職業とも平民同様たるへきこと

小頭甚右衛門のもとには、実は、もう一通の「解放令」が伝達されていた。⁸⁾ 弾直樹（役所）からのものである。9月4日付で配下に対して通達したものである。「穢多非人等之称被廢候条一般民籍ニ編入シ身分職業とも都而同一ニ相成候様可取扱」というように「解放令」本文（「平民同様」の文言が欠落している）を示した後に、次のように書き加えていた。

右之通東京御府⁸被仰渡候間其旨相心得組下手下共へ不洩様可触示尤右ニ付而者取計次方其御向ハ伺置候間猶追々可申渡条其旨可相心得事

「解放令」（太政官布告）は、言うまでもなく彼らの「醜名」除去だけではなく、彼らが「平民同様」になったということを示すものである。「身分職業とも平民同様たるべきこと」とは、弾直樹による別組織・別支配の終焉を意味する。それ故に、弾直樹は、「尤右ニ付而者取計次方其御向ハ伺置候間猶追々可申渡条其旨可相心得事」と但書を敢えて添えたのである。実際、彼は各種「伺」を政府関係役所に提出して奔走する。しかし、「頭」による別組織・別支配は否定された。ここに、弾直樹の、皮革関連の特権も完全に否定されたのである。

2 「解放令」と美作血税一揆

明治4年の「解放令」を大きな衝撃をもって迎えたのは、前節でみた弾直樹（弾左衛門）だけではない。それまで「かわた」・「長吏」等の身分の人達を、日常的に賤視し隔絶してきた少なからぬ平人（「百姓町人」）の驚きと困惑も相当なものであったと想像できる。もちろん、地域差・個人差があり一律・様に言うことはできない。そのような状況において、「解放令」以後、旧「平人」と旧「かわた」身分の人達との間で緊張が高まり、様々な事件が発生する。

明治6年（1873）の美作血税一揆¹⁰⁾において、多くの元「かわた」村が襲撃される事件が発生した。北条県（美作国）のほぼ全域に展開したこの一揆は、この時期、西日本を中心に激発した新政反対一揆の一つである。

一揆勢は、5月26日に蜂起、27日にかけて県庁（津山）への強訴を企てるが失敗して敗走、その後は、31日にかけて、分散して各地で打壊し等続ける。この間、「十五等出仕」「戸長」（旧藩政期の大庄屋層）・「盗賊目付」等の居宅、小学校・揭示場等の施設が攻撃（破毀・放火）され、そして元「かわた」村が襲撃（破毀・放火・虐殺）された。破毀された居宅140戸の内51戸、焼失した居宅273戸の内263戸、死者19名の内18名が、元「かわた」村の被害であった。「戸長」等の居宅に対する破毀行為に比較して、放火・虐殺行為が、元「かわた」村に集中しているのが特徴である。

矢吹正巳稿「北条県下暴動記」¹¹⁾は、「暴動ノ要因」を次のように説明している。

明治維新ノ後、四年十一月十五日ヲ以テ、新ニ北条県ヲ津山ニ設置シテ美作一國を管轄セシメラル。（中略）元津山藩ヲ始メ元真島藩・元鶴田藩其他ノ土地人民を引継ガレ、漸次維新ノ政令ヲ実施セラル。其ノ前後ニ、小学校令・地租改正令・徴兵令・穢多廃止等ノ布達続出シ、頑民大ニ驚異シテ神経頗ル過敏ナリ。特ニ、徴兵令ノ告諭中血税ノ文字アルヲ見テ、生血ヲ搾り取ラル、モノト誤解シ、（中略）又穢多廃止ノ為メ、新平民ガ近時傲慢ノ態度アルヲ見テ之レヲ憎ミ、又小学校ノ新設ヲ見テ、百姓ニ無用ノ物入ナリト悪評シ、流言紛々物情騒然タリ（後略）

それを「流言」に惑わされた「頑民」の行為とみるかどうかの評価の問題は別として、ここで説明されているように、この一揆が種々の「維新ノ政令」による徴兵令等の諸政策（新政）全般

への民衆の不満・反対を背景(要因)にして勃発したことは間違いない。この意味で、「解放令反対一揆」などと限定的に名づけることは正しくない。この一揆は、やはり基本的には、「新政反対一揆」として位置づけるのが相応しいと言えるだろう。

本稿では、次の二つの視点から分析を加える。一つは、美作血税一揆における元「かわた」村襲撃の意味は何か、という視点。襲撃という事態が起こった理由・背景等について考える。もう一つは、呼称についてである。この襲撃がどのように呼ばれたのか(襲撃側・被襲撃側双方において)、また、元「かわた」身分の人達自身が、この一揆・襲撃の前後において、どのように(身分)呼称されたのか、について考える。後者の視点すなわち「呼称」を素材にした分析は、従来の研究ではほとんど行われてこなかったものである。

(1) 元「かわた」村襲撃の意味

まず、事実を確認しておこう。5月26日から30日にかけて、判明しているだけでも19の元「かわた」村が襲撃されて何等かの被害を受けている。当然、被害報告のない襲撃された村数はさらに多いことになる。被害の判明している村の多くが家屋の破毀・放火の被害にあっているのだが、放火・虐殺は、美作国勝北郡津川原村に集中している。

この一揆全体での死者18名は、全てこの村の住人である。津川原村虐殺は、5月28日から29日にかけて起こった。後に、「斬罪」に処せられた者15名の内14名が、この津川原村での虐殺行為を罪に問われたものである。その一人、東北条郡公郷村の高橋弁蔵(34歳)は、次のように供述している。¹²⁾

(前略) 勝北郡津川原村へ罷越シ、同村ノ儀ハ従前穢多ニテ、御一新後右称号廃止セラレ候以来、自然不遜ニ有之候ヲ、兼テ悪マシク存、諸村拳テ押寄せ、放火暴動ニ及候間、自分ニモ兼テ窃ニ所持致シ候鉄砲ヲ威シノ為メ持越シ候処、津川原村旧穢多森本安次郎ヲ見懸ケ、自分同郡塔中村農大山林平ヨリ砲発致シ候ニ付、自分ニモ故ラニ殺念差起リ、猶又、右安次郎ヲ目懸ケ一発相発シ候処、何所ニ中リ候哉、即座ニ打倒レ申候(後略)

斬罪に処されたその他の者の供述によれば、暴徒達は竹槍での刺殺、鋏等での撲殺等をこの津川原村において行っている。

しかし、このような残虐極まりない虐殺行為は、この津川原村のみにおいて起こったものであり、他の元「かわた」村では、家屋の破毀・放火にとどまっている。これとても、十分に残虐な行為であることは言うまでもない。一揆勢が一般の百姓村を襲撃した際にはほとんどの場合、「戸長」等の家屋の破毀にとどまり、放火等を自制している事と比較すれば、その残虐性は、より明らかであろう。ここには、放火であれば類焼を懸念して自制するなどの配慮が、元「かわた」村に対しては全くなされていないことを示す。このような放火・殺人を自制する(配慮)は、同一空間(世界)に暮らすものとして当然に機能していたと考えられるが、元「かわた」身分の人達に対しては働いていない。ここに身分意識があることは言うまでもないだろう。

だがしかし、一揆勢は、当初から破毀・放火・虐殺を目的にして元「かわた」村を襲撃したのではない。破毀・放火等への展開をも想定に入れた襲撃ではあった。そのような緊迫した状況下

ではあったが、破毀・放火・虐殺を目的にした襲撃ではない。このことは、確認しておかなければならない。それは、津川原村以外の襲撃された元「かわた」村々では、破毀・放火がその一部にとどまっているからである。

では、一揆勢は何を目的に襲撃したのか。それは、前述（引用）の高橋弁蔵の供述などにあった「解放令」以後の「旧穢多」側の「不遜」「不礼」を止めさせることにあった。すなわち、旧「平人」と旧「かわた」との関係を「解放令」以前に戻すこと（そのことを約束させること）、それが彼らの襲撃における最大の目的であった。津川原村においての虐殺は、「解放令」以前に復することを迫った一揆勢のその要請を、津川原村側が断固として拒否した結果なのである。¹³⁾

不本意ながらも、一揆勢の要請に応じた元「かわた」村は、「解放令」以前の状態に復することを約束した「詫書」の提出を求められた。遺されている勝（勝北郡）加茂東村の「詫書」には次のように書かれている。¹⁴⁾

差入申御詫書

私共儀、従来穢多之称ニ而、御平民様と格別之隔別有之御本村様御規定御座候処、御一新ニ付而は難有御趣意ヲ以、御天朝様ヨリ、平民同様被為仰出、古来稀成御趣意之程奉戴仕、格別相慎ミ可申之処、却而心得違ノ廉ニ奉恐入、先非後悔罷在候、然ル上は土居内一同相慎ミ、向後従前之通礼讓相守、急度相勤可申候、尚御本村は不及申、他村ニ至ル迄、御門内ニおゐて履物等仕間敷、且途中ニ而御出合申候節は、従前之通り履物取、厚ク礼讓ヲ尽可申候間、是迄心得違之段、平ニ御免被成下度、偏ニ御詫奉申上候、依之一同連印御詫一札奉差上候処、如件

明治六年五月廿九日

勝加茂東村

元穢多 初 吉^印

(以下19名略)

御百姓衆中様

「従前之通」の「礼讓」を約束させられている。「従前之通」の具体的内容としては、「御門内ニおゐて履物等仕間敷、且途中ニ而御出合申候節は、従前之通り履物取」などと態々記していることからみて、一揆側においては特にこのような「礼讓」が問題になっていたことがわかる。いづれにせよ、ここで注意したいのは、「穢多之称」廃止云々ではなく、「解放令」以後の「平民同様」の彼らの行為が問題になっている点である。その行為は一揆側によって「心得違ノ廉」として追及され、元「かわた」村側はそれを詫びて「従前之通」を約束させられたのである。

「解放令」公布及びその後の元「かわた」による「平民同様」の行為は、旧「平人」にとってみれば、自分達が「穢多」同様に扱われたと認識した。そのように認識した者達が、元「かわた」村を襲撃した。

「解放令」等の維新政府の諸政策（布告）への一揆勢の「不服」の様子を、『明治六年夏美作全国騒擾概誌』¹⁵⁾の筆者は次のように説明する。

（前略）先般御布告ノヶ条，第一，徴兵ニ御差向人血ヲ取之トノ事，第二，往古ヨリ仕習ノ頭断髮一件，第三，学校費，其余已然ノ殿様トハ違テ何モ角モ唐人フウニナル杯無根ノ悪評ヲ立，此儘ニテハ人種キレル，或ハ穢多ト同様ニ被取扱，極意ハ異人ノ支配トナリテ，百姓第一宝ノ牛モ皆喰レル，田地ハ旧属士族ト百姓町人物平均ニナル，彼是言語道断ノ暴声ヲ発シ（後略）

「無根ノ悪評ヲ立」とか「言語道断ノ暴声ヲ発シ」などというように筆者の見方には悪意が込められているが，一揆勢が何を「不服」として蜂起したのかがここに記されている。ここで「穢多ト同様ニ被取扱」とあることに注目したい。「穢多」が平民と「同様ニ被取扱」のではなく，平民が「穢多ト同様ニ被取扱」という認識なのである。彼らが問題にしているのは，単なる「穢多」称の廃止ではない。

前掲の「詫書」において，署名の肩書に「元穢多」と書かれている点にも注目したい。「解放令」以前に復することを約束させられた「詫書」において，「穢多」ではなく「元穢多」と書かれているのである。このことは，「穢多之称」廃止という点においては，双方において既に了解が成立（一揆側にとっては消極的理解ではあろうが）していることを示す。そして，この一揆の状況下において，「穢多之称」廃止云々ではなくて，「解放令」以後の「平民同様」の元「かわた」の行為がまさにその焦点であったことを物語っている。

(2) 彼らはどのように呼称されたか

ここでの「呼称」の問題は，次の二つを対象にして検討する。一つは，美作血税一揆における元「かわた」村への襲撃，もう一つは，元「かわた」身分の人達をどのように呼称したか，である。この問題を検討する際の史料は，一揆鎮圧側・一揆側の証言¹⁶⁾及びこの一揆を見聞きた人達が残したものである。このような史料の性格に留意しながら検討していきたい。

まず，美作血税一揆において，元「かわた」村の襲撃事件がどのように呼ばれたのか。

遺されている史料からは，次のような呼称が考えられる。一つは，「穢多狩」である。この呼称は，次のような文脈のなかで使用されている。

（前略）追々集ル人数何千人ト哉，一手ハ入村辺罷越，此時，同村副戸長并惣代説諭ヲ加へ候処，却テ強勢ヲ発シ，己レモ一穴ノ孫狐同罪ノキャツメト，言葉ヨリ早キ竹鍵ニテ面部ヲ被破，是ニ驚キ退去，夫ヨリ一郡村々ニ従行，第壺，穢多狩可然決定，同夜十時頃，同郡吉原村エ押寄，其方共，平民ト相成，已然ノ身分ヲ不顧，不礼ヲナシ不屈至極，自今，元ノ身分ト相成，御百姓ニ対シ従前ノ通可致，請書差出可申哉，於無左ハ，焼払ノ上人命ヲ絶スナド申触（後略）

これは、『明治六年夏美作全国騒擾概誌¹⁷⁾』に書かれた一節である。26日から27日にかけての一揆勢の動きを説明した箇所である。もう一箇所には，「穢多狩」が出てくる。

（前略）尚々勢ヒニ乗ジ，其余村々穢多狩ト号シテ，一村々々名ノ入タル紙簞ヲ立テ，如何

ニモ昔シ源平ノ戦之頃モハルカニミレバスクアラマヤト覚ユ、同夜ニ入テモ益々盛、前夜同断所々乱暴ス(後略)

この個所は、津川原村虐殺を記述した後に続く文章である。28日から29日にかけての一揆勢の動きを説明している。

「穢多狩」という文言が出てくるのは、この二箇所である。ここでは、元「かわた」村襲撃を指して一揆側が使用した呼称として書かれているのは明らかである。しかし、遺されている美作血税一揆関係の全史料のなかで「穢多狩」という文言が使用されているのは、『明治六年夏美作全国騒擾概誌』のみである。

『明治六年夏美作全国騒擾概誌』の筆者については、長光徳和は「筆者は不明であるが、旧津山藩士族(鈴木氏)の手になるものと推定できる¹⁸⁾」としている。美作部落問題研究会編集・刊行『美作血税一揆(資料・研究)上』¹⁹⁾には、「鈴木米蔵稿」として収録されている²⁰⁾。すなわち、『明治六年夏美作全国騒擾概誌』は、一揆の鎮圧側として動員された旧津山藩士によって、その見聞をもとに一揆鎮圧後暫くして(明治中期以降か)記述された史料(証言)ということになる。

しかし、「穢多狩」称は、この『明治六年夏美作全国騒擾概誌』以外には、同時代の史料のみならず、明治期から昭和初期にかけて記述された美作血税一揆関係の書物等のなかにも一切登場しない。一揆勢が「穢多狩」と称した可能性は否定できないが、一般的に使用されていたとは必ずしも言えない。

当時、一揆側が一般的に使用したのではないかと推定できるもう一つの呼称がある。それは、「穢多征伐」である。ただし、これは、美作血税一揆関係の史料には一切出てこない。その前年、明治5年(1872)1月14日から20日にかけて、美作国に隣接した地域である深津県管下の備中国上房郡・阿賀郡及び岡山県管下の備前国津高郡において元「かわた」村襲撃事件が発生した。この関係史料²¹⁾において、「穢多征伐」「新百姓征伐」という呼称が頻繁に使われている。

明治5年1月のこの一件は、前年公布の「解放令」以後の旧「平人」と旧「かわた」との軋轢から起こった事件である。「解放令」をうけて、当該地域の元「かわた」村側は「従前引請居候盗賊尋方・乞食追払・死牛馬取捨等²²⁾」を止めることを決めた。これに旧「平人」側は「田地当テ作、山野薪採共一切差留、何レ地所引分可遣候迄ハ、田畑山野へ立入申間敷、且店方ニテ何品ニテモ売遣不申」ということで対抗した。そして、両者の間に衝突事件が起り、元「かわた」村への襲撃となった。この事件では、居宅の破毀・放火が行われ、元「かわた」村側に4名の死者を出している。

この一件において元「かわた」村への襲撃を彼ら(旧「平人」)が、「穢多征伐」と呼称したことは確認できる²³⁾が、「新百姓征伐」と実際に称したかどうかは疑わしい。というのは、この「新百姓征伐」という文言は被処罰者の供述調書には頻繁に出てくるのだが、それ以外の史料には見当たらないからである。供述調書の類には、取調官(調書作成者)の意思が強く働くものと考えられる。「征伐」というのは、襲撃側に立つ表現の仕方なのであるが、「穢多」という呼称を使用せずに「新百姓」としたところにその事情(供述書作成者の意思)を窺うことができる。その限りでは、「新百姓征伐」という言い方は「穢多征伐」とは異なり「解放令」を意識(承認)した呼称なのである。

「穢多狩」「穢多征伐」、いずれにせよ、これらの呼称は一揆勢から発せられたものである。この点に注意したい。加害者あるいはそれを支持（容認）する側からの呼称であり、被害者からのものではない。被害者あるいはそれを糾弾（否定）する側は、はたしてどのように呼称したのであろうか。同時代の呼称を見つけることはできない。

戦後の岡山県及び全国の部落解放運動の指導者であった岡映は、戦後の早い時期からこの美作血税一揆と元「かわた」村襲撃について発言している。岡は、次のように言う²⁵⁾。

最初から未解放部落を攻撃するために計画された一揆でないことは理解はできる。しかし、現在もなお、美作地方の未解放部落民衆に、「恨みの日」として記憶に留めさせている「エタ征伐」は、長い階級支配の道具としての封建身分制の区別によってつちかわれた、「虐げられたものに与えられたる優越感」の根深さを物語るものであろう

岡映は、別のところでは「エタ狩り一揆」とも表現している²⁶⁾。「エタ征伐」「エタ狩り一揆」、これらは一揆側（襲撃側）から発せられたものである。1980年代以降の研究・叙述では「被差別部落の襲撃」、単に「部落襲撃」として一般的に呼称されるのだが、被害者側（虐殺を糾弾すべき側）は、長くその独自の呼称を持たずに、括弧付であれ加害者が発したであろう呼称（「穢多狩」「穢多征伐」）を使ってきたのである²⁷⁾。

では次に、元「かわた」身分の人達が、この一揆のなかで（関連した状況下で）どのように呼称されているか、以下具体的にみていくことにする。

「穢多」「元穢多」「旧穢多」「新平民」「新民」が、ほぼ同時代の美作血税一揆関係史料から見出すことができる。これらの用語が、各々にある傾向をもって使われていることがわかる。以下、各呼称について検討する。

「穢多」は、書簡や日記などのなかで一般的に使用されている。たとえば、「明治六年北条県下騒擾関係文書」²⁸⁾にある勝南郡各戸長・副戸長の往復書簡などには、「穢多」が使用されている。当時の村役人層の日記・記録の類にも、一般的には「穢多」と書かれている。当時、吉野郡鷲巢村の村惣代であった山本忠兵衛（和平治）は、一揆の様子を次のように書き残している²⁹⁾。

（前略）明治六年太陽暦となる。御布告日々御達し数不知。（中略）何か布告に付人氣立、同五月廿七八日より津山西かが見辺より起りニノ宮へ陣取、廿八日晚より津山愛染寺学校へ掛り一戦す。（中略）廿九日倉敷へ寄、夫より江見へ上り、山根戸長潰し、穢多焼払。夫より二手に成、一手は土居へ上り穢多を焼き、一手は鯨へ上り十五統詫に用捨。又鯨にて二手に成り、同日七つ時より一手小谷より五名にて穢多染吉焼払、跡は詫にて用捨（後略）

「解放令」以後においても、人々の日常感覚においては、なお「穢多」称が生きることがわかる。

「元穢多」は、最も広範囲に使用されて関係史料に登場する。日記・書簡類以外の言わば公開される可能性のある史料では、この「元穢多」が最も一般的に使用されている。新聞報道で使用される呼称も「元穢多」である。たとえば、「東京日日新聞」は、美作血税一揆を次のように報

道している。6月4日付紙面で、まず「中国の土寇」として短く第一報後、翌日6月5日付紙面で「北條県下暴動の儀に付播州姫路より来書」として詳細を伝える。そこでは、「元穢多村」等の呼称が使用されている³⁰⁾。

これに対して、「旧穢多」及び「新平民」「新民」は、公式な届・通達・記録等の公文書のなかにより多く見出すことができる。「元穢多」との違いは、この点にある。たとえば、一揆鎮圧後の処理の過程で、現地に設けられた「司法省臨時裁判所」は、9月9日付で勝南郡日上村の形治他14名の者（元「かわた」）を召喚したが、その際の彼らの肩書に「旧穢多」と記している³¹⁾。また、7月2日付の大蔵省十一等出仕松村秀実外一名による大蔵省宛の「届」には、「新平民」が使用されその割注に「旧穢多」とあり、虐殺に遭った勝北郡津川原村には「旧穢多」と割注が付されている³²⁾。6月付（日欠）の北条県から大蔵省宛の「伺」には「新平民」「新民」が混用され、「新民」には「元穢多」との割注がなされている³³⁾。以上のことから、この時期にあっては、「旧穢多」に比較して「新平民」の使用が未だ定着していないことを示す。「旧穢多」から「新平民」へという展開になろうか。

いずれにせよ、「元穢多」「旧穢多」「新平民」等は、「解放令」以後の、すなわち「解放令」を意識（承認）した呼称である点が共通している。

ところで、「解放令」以後において使用されることなくなった呼称がある。当然のことながら、この一揆関係の史料群にも一切見出すことはできない呼称である。それは「かわた」称である。当該地域の近世においては、「かわた」が彼らの主たる自称としてあったにもかかわらず、「解放令」以後には全く消えてしまう。本稿で、元「かわた」・旧「かわた」などと記してきたが、実はこれは史料用語ではなかった。前掲引用の一揆勢に提出した元「かわた」村の「詫書」において彼らは「元穢多」と署名したのであり、「元かわた」とは書かなかった。このことの意味については、次節及び次章で改めて考える。

明治末から大正・昭和初期にかけて書かれた美作血税一揆関係の文献のなかに、「元穢多」「旧穢多」「新平民」の呼称に加えて、新たに「特殊部落」等の呼称が登場してくることになる。大正11年（1922）に発表された寺岡雄平「美作騒擾記」³⁴⁾には、「特殊民」「勝北郡津川原村新平民部落」「同部落民」「新平民」と記されている。大正12年（1923）に刊行された『久米郡誌』³⁵⁾の関係箇所には、「特種部落」「新平民」「特殊部落」とある。さらに、昭和3年（1928）に発表された矢吹正巳「北条県下暴動記」³⁶⁾には、「新平民」「新平民部落」「部落民」とある。「新平民」と併用されるなかで「特殊部落」「部落民」等の呼称が使用され始めていることがわかる。

「解放令」以後（美作血税一揆以後）、元「かわた」身分の人たちに対する呼称（公式の）の変遷は、「元穢多」・「旧穢多」から「新平民」、そして「特殊部落」へという展開に整理することができる。

3 「解放令」の歴史的意義

私は、かつて次のように述べた³⁷⁾。

「解放令」段階において、基本的に否定・解体したのは、「頭」体制＝末端権力的編成であり、「本村」（「平人」）による「かわた」村の政治的支配であり、「斃牛馬処理」の強制だと私は考

えている。(中略)体制は基本的に解体するが、関連した内容の一部が残存するとみているのである。具体的には、生活レベルにおける旧「平人」と「かわた」との相互に隔離された状況と旧「かわた」に対する「穢」観念である。この二つの“残された課題”が核となって近代部落問題が形成されていくという展望を考えている

私が、このように述べる前提には、近世における「かわた」身分に対する身分規制を①「頭」体制＝下級行刑的警察的役の賦課、②「本村付」体制＝「平人」と「かわた」との支配従属関係・相互の社会的隔離、③「斃牛馬処理」体制＝「穢」の強制、以上の三つで捉えていることにある。³⁸⁾

以上の「解放令」の歴史的意義に関する私見は、基本的には変更するところはない。この点を踏まえながら、本章前節までの分析によって明らかになったことを、「解放令」の歴史的意義として従来とは別の視角から整理しておきたい。

一つは、「解放令」は単なる賤称の廃止ではなかった、ということである。「解放令」が何を否定(解体)し、何をもたらしたのか、この点を明確にしておく必要がある。何を否定したか、その具体的内容は前述の通りである。何をもたらしたか、それを一言で言うならば「平民同様」ということになろうか。それが即座に実現したと言っているのではない。言わば非「平人」であった彼らを「平民同様」にするという政策志向を明確に示したのが「解放令」だったのである。前述したように、弾左衛門(弾直樹)が、そして美作血税一揆で元「かわた」村を襲撃した人達が執拗にこだわったもの(承認したくなかったもの)、それが「平民同様」であった。「解放令」の歴史的意義の一つはこの点にある。

もう一つの側面も指摘しておかなければならない。「解放令」が「穢多」等の賤称を廃止したことは間違いないが、そのことが現実的に何を意味したか、ということである。これは、前掲の美作血税一揆の際、一揆勢に提出した「詫書」に「元かわた」ではなく「元穢多」と署名した(させられた)一件の意味に関係する。「解放令」以後、「元長吏」・「元かわた」などという呼称ではなく、「元穢多」呼称が一般化するるのであるが、このことが何を意味するのか。

近世にあって、権力をはじめ世間からは「穢多」という蔑称でもって呼ばれた彼らは、しかし、決して自分達が「穢多」であることを自ら認めることはなかった(この点についての事例詳細は次章に述べる)。その論理と心理から言えば、「元穢多」ではなく「元長吏」「元かわた」となるはずである。「元穢多」という表現は、それ以前においては彼らが「穢多」であったことを認めることに他ならない。「元穢多」呼称が一般化するということは、そのことを意味する。

「解放令」という法令でもって否定されたが故に、否定されたものが近世にあっては法令化(制度化)されていた(であろう)と捉えられる。問題は、ここにある。近世という時代の種々の間違ったイメージが、そのような明治からの視点で形成された事例は多い。すなわち、「解放令」以前において、ある特定の人たちが「穢多」身分として制度化されていたという誤解である。「解放令」による賤称の否定が、逆に賤称を特定の人たちに固定させる役割を果たしたのである。近世、特定の人たちが「穢多」として制度化されていた、という意味で賤民制を言うならば、そのような意味においての賤民制は存在しない。これが私の主張である。詳細は、章を改めて述べることにしたい。

Ⅱ 「元穢多」以前・「新平民」以後

1 「穢多」とは誰のことか——「元穢多」以前——

「解放令」以前（近世）において、ある特定の人たちが「穢多」身分として制度化されていたというのは誤解であり、特定の人たちが「穢多」として制度化されているという意味において、いわゆる賤民制を言うならば、そのようなものは存在しない。ここでは、そのことを、三つの事例を挙げて説明する。

一つは、世間からは「穢多」として蔑称と呼ばれ差別されていた人たち自身が、自分達は「穢多」ではないと主張している事例である。

文化9年（1812）8月、丹波国多紀郡の「川上之宮」に「穢多非人立ち入るべからず」と記した札が立てられた。垣屋・倉本・高坂の三か村（百姓村）によるものである。高屋村枝郷河原（「かわた」村）は、抗議して撤去を求めた。自分達が「川上之宮」の祭祀で「清浄之役」を果たしてきたこれまでの経緯を説明するとともに、もし撤去しないならば「落牛馬」処理等の諸役を拒否するなどとして交渉する。結果は、立て札の撤去に成功する。この闘いの過程で、彼ら（高屋村枝郷河原）は、「穢多」に関して次のように主張している。³⁹⁾

（前略）穢多とあれ者此方共にさし当テ之事と被存候、然共此方共者御上様^ル皮多と御書付被成候有之義穢多と申者者百姓もいたし不申御高も所持不仕居屋敷も無之旦那中之かり屋敷ニ居テ落牛馬鹿等其外穢候者取捌テ則穢多と申者此方共も落牛馬取捌者致候得共是ハ無是非御百姓之身分致事ト者決而無之候得共只今ニ而落牛馬而已取捌穢多無之候得者無是非兼役致罷在候（後略）

彼らは、自分達は「穢多」ではないと主張する。領主（篠山藩領）からも「皮多」として把握（認証）されているとする。「穢多」ではなくて「皮多百姓」であるというのが、彼らの主張なのである。ここで注意しておきたいのは、「穢多」の存在は認めながらも自分達はそうではない、と主張している点である。そこで、彼らは「穢多」なるものを次のように説明する。要約すれば、①農業に従事していない、②「高」（土地）を所持していない、③屋敷を持たずに百姓村の借家に住む、④落牛馬（鬘牛馬）等の穢の処理のみを行う、以上の4点に該当するのが「穢多」だということである。この内の落牛馬（鬘牛馬）等の穢の処理は、他に行う者（穢多）がいないので仕方なく自分達が「兼役」しているが、本来「御百姓」のすることではないと言う。

二つめの事例は、領主等への諸提出書類の際の村名（あるいは身分呼称）肩書記載の問題である。「一村立」の「かわた」村である和泉国泉郡南王子村の場合を例にとって検討する。⁴⁰⁾南王子村村役人の作成する書類全般（人別関係等々）には、基本的に他の百姓村との違いはない。村名のみならず個人の肩書が必要な場面では、「百姓」「無高」などと記されるのみである。「かわた」すら使用されることはない。

南王子村は、延享4年（1747）以降幕末まで一貫して一橋領に属する。この間の領主一橋家の

役所（府中・川口）への「願書」等の提出書類（控）が多数遺されているが、そのほとんどの場合に、「穢多」「かわた」等の身分呼称が使われることはない。個人の肩書に「穢多」称が記入されているのは、堺奉行所宛に提出される書類の場合のみである。一橋領の南王子村が、幕府の機関である堺奉行所に書類提出を求められるのは、支配領地を超えた犯罪等に関わった場合である。このような場合において、「穢多」称を肩書に記入するのは、もちろん、彼らの意思ではなく、奉行所における指示（命令）であると考えるのが妥当であろう。これとても、「穢多」称の記載されていない事例も少なくないことからすれば、担当の役人のレベルでの指示ということになる。「穢多」称記載は、基本的には例外的なものであったと考えていいのではないだろうか。

南王子村の場合、「一村立」であったという条件が、一般的な百姓村と同様の、このような記載を可能にしていたとも考えられる。だが、南王子村は「かわた」村であり、世間からは「穢多村」として扱われていた村であったことには変わりはない。そのような「かわた」村において、領主等への提出書類に「穢多」等の身分呼称記載が一般的には義務付けられていなかったことの意味は大きい。

三つめは、「穢多」称が、必ずしも特定の身分ではなくて広く非「平人」身分層全般を指して使用されていたという事例である。

長州藩では、正徳3年（1713）5月29日付で「庄屋中」宛に「悪人」探索・取締等に関わる触れを出した。その一条には、次のように記されていた。⁴¹⁾

茶釜垣之内道之者遊君川田等、皆穢多之名之由候。此者共之内悪人之媒仕様ニ相聞、甚不謂儀候、頭取仕者より急度令穿鑿、悪調儀不仕様ニ可申付由可申渡候事

「茶釜」「垣之内」「道之者」「遊君」「川田」等々の身分は、全て「穢多之名」だということである。このように明確に示している点に注目したい。

これは、「穢多」称が、固有の実態をもって個々に存在するある特定の人たちの身分呼称ではなくて、様々な被賤視被差別の非「平人」諸身分の総称として使われる身分呼称であったことを意味する。このような「穢多」称の在り方は、中世以来のものである。⁴²⁾

幕府は、「弾左衛門組織」をイメージした制度化を志向していたと考えられるが、その幕府にあっても、「穢多非人之類」という用語をもって非「平人」諸身分を一括する身分認識をもっていたことは一般的に知られていることである。

近世中期以降、「穢多」称が、特定の身分（たとえば「かわた」・「長吏」）に限定した使われ方をしていくことは否定できないが、ある時点において制度化されたというのではない。「穢多」称は、被賤視被差別諸身分の総称として、彼らに差別的に被せられる身分呼称として「解放令」を迎えたのである。

2 近代部落問題と「特殊部落」——「新平民」以後——

「解放令」は、一つのことを強く印象づけて人びとの意識にそれを定着させた。それは、「かわた」「長吏」等が「解放令」以前において〈元は穢多であった〉という「事実」である。彼らが〈元は穢多であった〉という「事実」として人びとの意識に深く刻まれることになる。これは、

「穢多」称の廃止という「解放令」のアイロニーである。

「元穢多」という呼称は、そのアイロニーを象徴する。彼らの近代は、「元穢多」でスタートすることになる。「元穢多」は、前述したように「解放令」以降、最も広範囲・長期間にわたって一般的に使用される呼称である。

「元穢多」と「旧穢多」は、同時期・同様の使い方がされるが、両者には異なる意味が込められていた。前章の美作血税一揆関係史料の分析においても指摘したが、「旧穢多」は、公文書等での使用がその特徴である。それは、「旧穢多」が、「解放令」をより積極的に受容した認識に基づく呼称だからである。その時点において「穢多」であることを否定するのが「旧穢多」称である。「旧」とは、「旧幕府」のように既に過去のものとしてその時点では存在しないもの、そのようなものに付して使用される。このように、その時点での在り方を強く意識した呼称が「旧穢多」である。「新平民」は、「旧穢多」同様の意味になるが、その時点及びさらにそれ以降の在り方をより強く意識した呼称である。

これに対して、「元穢多」は、その時点以前の在り方を強く意識した呼称である。その時点以前、すなわち「解放令」以前の在り方を強調するのが「元穢多」称なのである。〈元は穢多であった〉というように。

「解放令」以後、実際には「元穢多」「旧穢多」「新平民」が混在して使用されるのであるが、言葉としての重点の置き方からすれば、「元穢多」→「旧穢多」→「新平民」という時系列になる。

「解放令」以後の近代において、彼ら被差別者に対する呼称がどのように展開するのか。ここでは、この問題について検討する。

(1) 研究史から

まずは、これまでの研究を整理しておこう。

野口道彦は、次のように説明する。⁴³⁾

（前略）明治期から大正期の呼称の変化として三つの段階を考えている。第一は「旧穢多非人」もしくは「新平民」の段階。第二は「貧民部落」の段階、第三は「特殊（特種）部落」の段階である。「旧穢多非人」もしくは「新平民」という呼称は、いずれも系譜関係にのみ注目した属人的概念である。次の段階の「貧民部落」は、社会階層に注目し、なおかつこれを地域として認識した概念である。さらに、「特種部落」になると、地域として認識することには変わりはないが、社会階層の把握が後退し、系譜的要素を重視する認識に変わる。ここで属人かつ属地的概念として問題を認識する枠組みが成立し、基本的には、これが今日の「部落民」概念を構成することになったと考える（後略）

野口道彦は、「旧穢多非人」→「貧民部落」→「特殊（特種）部落」という三段階で捉える。それまでの研究が、「貧民部落」の段階を見落としてきたと批判する。これについては、黒川みどり等の批判がある。⁴⁴⁾この野口道彦の見解は、「特殊部落」が「属人かつ属地的概念」であり、その場合の「属地的概念」の系譜を重要視するが故の捉え方である。「属地的概念」の系譜を重

視することに異存はないが、野口自身も「貧民部落は、階層的に貧しい人々が集住している地域を指し、被差別部落に限定する言葉ではない」と言う通り、「貧民部落」を彼らに対する固有の呼称として一つの段階に位置づけることは、やはり妥当ではない。

しかし、「属人かつ属地的概念」として「特殊部落」を捉え、それまでの「属人的概念」である「旧穢多非人」等の呼称との明確な差異を指摘する野口の見解は首肯できる。野口は、次のように述べる。⁴⁵⁾

（前略）いずれにせよ「部落」という呼称自体、「地域」の問題として対象を把握する。「部落差別」という表現は、本来身分差別であるにもかかわらず、地域問題に変換したものである（後略）

野口道彦が言うように、本質的には「身分差別」である「部落差別」が「地域問題」として成立する。「特殊部落」という呼称がそのことを示している。小林丈広も、また次のように述べる。⁴⁶⁾

（前略）近年、ようやく「部落問題」という社会問題が近代化の所産であり、その形成が「特殊部落」という表象の成立と密接に関わっているとの理解が広まりつつある。（中略）その際、その前提として「貧民部落」という表象がすでに成立しており、そこから朝鮮併合などにもなう人種（民族）的偏見などを取り込んだ新しい差別的表象として「特殊部落」が登場してきたと考えられる（後略）

「特殊部落」が、近代部落問題において被差別の対象を示す最も基本的な呼称であったことは間違いない。

「特殊部落」称の成立とその普及については、小島達雄による詳細な研究がある。⁴⁷⁾ 小島達雄によれば、「特種部落」「特殊部落」の初見は、次のようになる。

「特種部落」という語は、三重県の『特種部落改善の梗概』に先立つこと八年、すなわち、明治三二年にすでに奈良県の公文書、知事諮問に対する郡長答申「就学児童出席奨励方法」（『奈良県報』五二〇、M32・9—22）のなかに登場している（後略）

「特殊部落」の語は、現在までの調査では、『奈良新聞』の雑報欄の記事「特殊部落の調査」（M36・4—30）がもっとも早く（後略）

小島達雄は、また次のように指摘している。

（前略）もし、奈良県でこの語が誕生したとすれば、それは学齢児童就学督責あるいは出席奨励という至上命令に駆りたてられた教育関係の郡書記あるいは郡視学、小学校長等の間からではないのかという考え方が成りたつだろう。その意味では、一種の〈公用語〉として生れたといえるのだろう（後略）

小島達雄が言うように「公用語」として「特殊部落」が誕生したということの意味は、社会問題（行政上の課題）として部落問題が成立したということを示している。

以下、近代部落問題における「特殊部落」等の身分呼称について、具体的な事例をもとに検討していく。

(2) 大和同志会副総理の藤井彦五郎と「矯風部落」——名づければ差別か

大正12(1923)年、奈良県磯城郡役所が各町村へ発した「部落職業別戸数等ニ関スル」調査依頼の文面に「矯風部落」とあったこと⁴⁸⁾に対して、大和同志会副総理の藤井彦五郎が、郡役所に電話で次のような抗議を行ったという。

（前略）発送サル、役所モ役所ナレバ、受理シテ受附判ヲ押ス町村長モ町村長ダ、初瀬町長君ガ本日欠勤、御出勤ナレバ小生ハ町長殿ニ向ヒ、初瀬町ニ矯風部落ト云フ大字ハ何処ニ存在スルカ、大ニ糾弾スル積リデアリマシタ（後略）

藤井彦五郎は、この場合「矯風部落」という言葉に怒りを覚えて行動したわけである。「矯風」という言葉に「部落」に対する蔑視・偏見のまなざしを感じて、その怒りを爆発させた。藤井彦五郎の怒りは、至極もつともである。

彼の怒りとは別の意味で（彼は自覚していなかったかもしれないが）、「矯風部落ト云フ大字ハ何処ニ存在スルカ」という抗議の仕方は、重要な意味を含んだ問いかけである。確かに、「矯風部落」という字名（地名）は存在するはずがない。「矯風部落ト云フ大字ハ何処ニ存在スルカ」という問いかけがもつ重要な意味は、「矯風部落」の個所に、たとえば「特殊部落」を当てはめてみても、この問題が解消する訳ではないからである。「特殊部落」という大字（地名）も、実際には何処にも存在しないからである。

当然のことながら個々の「部落」は各々固有の字名（地名）をもって存在する。「矯風部落」や「特殊部落」は地名ではない。

この問題は、現在にも続く。「矯風部落ト云フ大字ハ何処ニ存在スルカ」という問いかけの「矯風部落」のところを、「被差別部落」「同和地区」と置き換えても、その抗議の意味はなお有効なのである。「被差別部落」「同和地区」という字名（地名）は存在しないからである。この抗議の意味を、何故に自分たちの村（地区）を特別に呼称するのか（区別するのか）というレベルで理解したとき、どのような呼称に改めようとも、その抗議の怒りを静めることはできない。

(3) 『大百科事典』と「特殊部落」

「特殊部落」という語は、『大百科事典』（平凡社、1931年～35年）には立項されていない。「水平運動」の項目の説明文（執筆は室伏高信）のなかでのみ、「特殊部落」という用語は使用されている。『大百科事典』には、「特殊部落」のみならず、そのような部落差別に関わる被差別の集落（あるいは人々）を説明する項目は、一つもない。現行の『世界大百科事典』には、たとえば「被差別部落」等が立項されているが、『大百科事典』にはそれに該当する項目がない。このことをどうみるか、どのように考えればいいのか。

当時、「特殊部落」は、部落差別に関わる被差別の集落（あるいは人々）を表現する用語であるとともに、そのような人々に対して侮辱の意味を込めて投げつけられる「差別語」でもあった。このことは、水平運動の場面でも確認することができる。たとえば、「全国水平社創立宣言」⁴⁹⁾（1922年）。この宣言は、「全国に散在する吾が特殊部落民よ団結せよ」で始まる。その際の綱領においても「特殊部落民は部落民自身の行動によって絶対の解放を期す」とある。彼らは、まさに「特殊部落民」と自称したのである。ところが、この綱領・宣言とともに同じ創立大会で採択された決議には、「吾々ニ対シ穢多及ヒ特殊部落民等ノ言行ニヨツテ侮辱ノ意志ヲ表示シタル時ハ徹底的糺弾ヲ為ス」という一項があった。これは、「特殊部落」が、「穢多」と同様に「差別語」としてあった現実を示すものである。

水平社創立を担った人達は、敢えて「特殊部落」という用語を使用したのである。そのように考えなければならないだろう。それは、同じ宣言のなかに「吾々がエタである事を誇り得る時が来たのだ」とあることから推察できる。「差別語」としてあった「特殊部落」や「穢多」を、敢えて使うことによって、差別に立ち向かう姿勢を表現したのである。侮辱の意味を込めて「特殊部落」や「穢多」という「差別語」が投げつけられる現実に対して、彼らは怯むのではなく逃げるのではなく正面から受け止めて、その不当性を怒りを込めて訴える途を敢えて選んだのである。朝治武は、それを「部落民意識」として評価して、次のように言う。⁵⁰⁾

（前略）部落民とは部落民衆のうち自覚的に意識したり名乗りを上げた者のことであり、部落差別を受けながらも自らの存在を肯定的に捉え、部落差別を克服しようとする意欲にもとづいて主体形成を図った結果として構築される概念である（中略）とくに近代に限っていえば部落民としての主体形成にとってひとつの到達点の時期は部落民自身による自主的かつ組織的な部落解放運動の出発点である全国水平社の創立時である（後略）

しかし、そのような語を自称として使うことには、当然に少なからぬ躊躇があったはずである。たとえば漢字表記ではなく「エタ」としたのもそのためであろう。「特殊部落」についても、事情は同じであったと考えられる。

水平社創立を担った人達は、このように少なからぬ躊躇はありつつも、自称として「エタ」とともに「特殊部落」を敢えて使ったということは間違いない。しかし、もう一つの側面も指摘しておかなければならない。それは、「特殊部落」という語以外に、他に適当な自称（呼称）がなかった、という現実である。「特殊部落」を自称として使わざるを得なかったのである。

『大百科事典』の「水平運動」の項目では、「所謂特殊部落民」と記述されているが、この「所謂」にそのあたりの事情が込められていたものと考えられる。「特殊部落」という「差別語」を使わざるを得なかったという事情である。

以上のことから、「特殊部落」のみならず部落差別に関わる被差別の集落（あるいは人々）を表現する用語が、『大百科事典』に一つも立項されていない意味は、可能性として次の二つのことが考えられる。一つは、「差別語」であることに対する配慮である。二つには、適当な呼称（自称・他称を含めて）が存在していなかったという事情である。前者の理由については、『大百科事典』には明らかに「差別語」である「穢多」や「非人」等が立項されていることから、「差別語」

であることに配慮して「特殊部落」が立項されなかったとは考えにくい。しかし、「穢多」や「非人」の場合は、「特殊部落」とは違って歴史的用語であるという配慮がなされたのかもしれない。主たる事情は後者にあったと考えられるものの、前者の可能性も否定できない。

『大百科事典』において、「穢多」「皮太」等の項目を執筆していたのは喜田貞吉である。喜田は、もし仮に「特殊部落」が立項されていた場合、『大百科事典』にその項目を執筆していた可能性の最も高い研究者である。「部落民」自身が「特殊部落」という語を「いやな名前」だとして忌避していたことに、喜田は深い理解を示していた⁵¹⁾。さらに、喜田は、特別の呼称で区別される実態を廃止することがその「解放」であると認識していた⁵²⁾。そもそも、「特殊」に区別されるような存在ではないというのが、喜田の認識なのである。「特殊部落」などというように殊更に区別して扱わない方がいいという認識である。

このような喜田貞吉の認識と同様のものが、『大百科事典』の編者（項目選定者）にあったのではないか。それ故に「特殊部落」は立項されなかった。これが、ここでの一応の推論である。

ここにおいて、二つの事実を指摘しておかなければならない。一つは、「特殊部落」等の呼称が、上記のようなジレンマを抱えていた用語であるということ、すなわち本来の意味での彼ら（被差別者）の自称ではなかった、という事実である。「特殊部落」のみならず「元穢多」「旧穢多」「新平民」も同様に彼らの自称ではなかった。〈名づければ差別〉という現実が、近代部落問題＝身分差別問題の本質を示している。もう一つは、そのような状況において、彼らを差別する意図に基づく「穢多」「元穢多」等の呼称は、彼らを取り巻く世間のなかで「解放令」以後も一貫して生きて機能していたという事実である。

おわりに

呼称について考えることはすなわち身分の在り方を考えることである。呼称問題が、部落問題＝身分問題の本質である。これが本稿の基本的視点である。

本稿は、〈江戸時代において制度化されていた「穢多」身分の賤称が、明治維新によって廃止されたが、それ以降も差別は残った〉などという通説的理解（歴史認識）に対して、その再検討を行った。歴史像全体の提示は未だ課題ではあるが、通説的歴史認識の基本的誤りは指摘できたと考えている。

註

- 1) 「弾内記身分引上一件」（『日本庶民生活史料集成・第14巻』三一書房、1971年）。
- 2) 三好伊平次『同和問題の歴史的研究』（同和奉公会、1943年）。三好は本書でこの嘆願書を紹介した後に「さて弾のこの進言を幕府は如何に取扱かつたかといふに、（中略）此処に徳川幕府三百年の幕は閉ぢたので、同時に弾のこの進言も幕府の有司の間には相当の默契があつたやうだが、幕府の瓦解と共に暗に葬られ遂に目的を達成するに至らなかった」と述べる。以後の「部落史」研究・叙述においては、三好のこのような見解を踏まえて推移するが、本稿では以下に述べるように、配下の「二字之醜名」除去は「実現」したとみる。
- 3) 「慶応四年三月 御用御触書留帳」（『埼玉県部落問題関係史料集・鈴木家文書・第1巻』埼玉県同

- 和教育研究協議会, 1977年)。
- 4) 以下, 弾内記の動向に関する記述及び史料の引用は、『史料集・明治初期被差別部落』(部落解放研究所, 1986年)に拠る。
 - 5) 「刑法官の弾内記身分之儀掛合調」『順立帳』明治二年(前掲『史料集・明治初期被差別部落』より引用), 以下刑法官からの問い合わせ一件の関係史料の引用はこれに拠る。
 - 6) 『順立帳』明治四年(前掲『史料集・明治初期被差別部落』より引用)。
 - 7) 「明治四年九月 太政官布告」(前掲『埼玉県部落問題関係史料集・鈴木家文書・第1巻』)。
 - 8) 「明治四年八月 太政官布告」(前掲『埼玉県部落問題関係史料集・鈴木家文書・第1巻』)。
 - 9) 『順立帳』明治四年(前掲『史料集・明治初期被差別部落』)。
 - 10) 美作血税一揆に関する研究は多数発表されているが, 基本的研究としては茂木陽一「明治六年北条県血税一揆の歴史的意義」(『日本史研究』238, 1982年)を超えるものはない。本稿での一揆全体の評価等の記述は, これに拠る。以下本稿での, 一揆に関する事実経過等の記述については, 長光徳和編『備前備中美作百姓一揆史料・第五巻』(国書刊行会, 1978年)及び原田伴彦・上杉聰編『近代部落史資料集成・第二巻「解放令」反対一揆』(三一書房, 1985年)所収の関係史料に拠る。
 - 11) 前掲長光徳和編『備前備中美作百姓一揆史料・第五巻』より引用。長光の解題によれば, 「本稿は『津山温知会誌』第十五篇(昭和三年刊)に載せられたものの再録で, 他の史料とは性格をや、異にするが, これまでの血税一揆叙述の最も詳細なものであるので, 敢て収録した」とある。
 - 12) 「北条県史」(前掲長光徳和編『備前備中美作百姓一揆史料・第五巻』より引用)。
 - 13) 虐殺の原因が, 津川原村側の要請「拒否」にあると言っているのではない。原因は, あくまでも襲撃側にある。ここでは, 事実の経過として「結果」という表現を使っている。
 - 14) 「初屋文書」(前掲長光徳和編『備前備中美作百姓一揆史料・第五巻』より引用)。解題によれば「東北条郡塔中村副戸長文書で, 県官と東北条郡三十二ヶ村との交渉文書, 十ヶ条願書, 部落の詫書等を収録」とある。
 - 15) 「鈴木良橋家資料165番」, 津山市立津山郷土博物館所蔵。
 - 16) 「一揆側の証言」としたが, そのほとんどは被処罰者の供述であり, 遺されている史料のほとんどは厳密には一揆側の証言とは必ずしも言えない。
 - 17) 前掲「鈴木良橋家資料165番」(津山市立津山郷土博物館所蔵)。
 - 18) 前掲『備前備中美作百姓一揆史料・第五巻』の史料解題。
 - 19) 1975年10月に上巻が刊行されているが, 下巻は刊行されていない。
 - 20) 原所蔵者(鈴木良橋家・註15参照)等から考えて, 前掲(註19)『美作血税一揆く資料・研究』上の記す通り『明治六年夏美作全国騒擾概誌』の筆者は旧津山藩士の鈴木米蔵と考えていだろう。
 - 21) 原田伴彦・上杉聰編『近代部落史資料集成・第二巻「解放令」反対一揆』(三一書房, 1985年)所収史料。
 - 22) 内閣文庫「三重県史料」(前掲『近代部落史資料集成・第二巻「解放令」反対一揆』より引用)。
 - 23) 「伝聞記録」(人見彰彦蔵「金島家文書」, 前掲『近代部落史資料集成・第二巻「解放令」反対一揆』より引用)。
 - 24) 「岡山県暴動一件」(国立国会図書館支部法務図書館蔵, 前掲『近代部落史資料集成・第二巻「解放令」反対一揆』より引用)。
 - 25) 岡映「血ぬられた部落史——美作地方所謂『エタ征伐』一揆覚書」(『部落』45, 1953年)
 - 26) 岡映「美作血税一揆から何を学ぶか」(前掲『美作血税一揆く資料・研究』(上)』)。
 - 27) もちろん, そこにはその虐殺行為を糾弾する意図(思い)が込められていたことは言うまでもない。
 - 28) 「明治六年北条県下騒擾関係文書」(前掲長光徳和編『備前備中美作百姓一揆史料・第五巻』より引用)。北条県第廿一区副戸長岡熊次郎編の「日誌」等が収録されている。
 - 29) 「代々諸記録」(前掲長光徳和編『備前備中美作百姓一揆史料・第五巻』より引用)。
 - 30) この時期, 「東京日日新聞」紙面での他の記事のなかでも, 一般的に「元穢多」称が使用されてい

ることを確認できる。

- 31) 「明治六年北条県下騒擾関係文書」（前掲長光徳和編『備前備中美作百姓一揆史料・第五巻』）。
- 32) 「太政類典」（前掲長光徳和編『備前備中美作百姓一揆史料・第五巻』より引用）。
- 33) 「太政類典」（前掲長光徳和編『備前備中美作百姓一揆史料・第五巻』より引用）。
- 34) 前掲長光徳和編『備前備中美作百姓一揆史料・第五巻』所収。
- 35) 前掲長光徳和編『備前備中美作百姓一揆史料・第五巻』所収。
- 36) 前掲長光徳和編『備前備中美作百姓一揆史料・第五巻』所収。
- 37) 畑中敏之「『解放令』研究史の再検討」（部落問題研究所編『近代日本の社会史的分析』部落問題研究所，1989年），畑中敏之『近世村落社会の身分構造』（部落問題研究所刊，1990年）に収録。
- 38) 畑中敏之「近世中後期における『かわた』の闘争」（部落問題研究所編『部落史の研究・前近代篇』部落問題研究所，1978年），前掲『近世村落社会の身分構造』に収録。
- 39) 「西誓寺文書」（『兵庫県同和教育関係史料集』第二巻より引用）。
- 40) 以下の南王子村に関する記述は、『奥田家文書』全15巻（大阪府同和事業促進協議会・大阪部落解放研究所，1969～76年）に拠る。「願書」は第4巻・第5巻に収録されている。
- 41) 「御書付控」，原田伴彦（代表）編『編年差別史資料集成・第8巻』（三一書房，1987年）より引用。
- 42) 以下に述べる「穢多」「穢多非人之類」等の賤称の歴史的（中世～近世）な捉え方については，畑中敏之の『「かわた」と平人——近世身分社会論——』（かがわ出版，1997年）の「序章」において具体例を挙げて論じている。
- 43) 野口道彦「『部落』の呼称と問題認識の変化——身分的呼称，階層的呼称，そして地域的呼称」（大阪市立大学同和问题研究会紀要『同和问题研究』19，1997年），野口道彦『部落問題のパラダイム転換』（明石書店，2000年）に収録。
- 44) 黒川みどり「“都市部落”への視線——三重県飯南郡鈴止村の場合——」（小林丈広編『都市下層の社会史』部落解放・人権研究所，2003年）。
- 45) 前掲・野口道彦「『部落』の呼称と問題認識の変化——身分的呼称，階層的呼称，そして地域的呼称」。
- 46) 小林丈広「『特殊部落』認識における構造と主体」（『現代思想』第27巻第2号，1999年）。
- 47) 小島達雄「被差別部落の歴史的呼称の問題——『特種部落』・『特殊部落』の呼称をめぐる——」（『ひょうご部落解放』39，1990年）。
- 48) この一件に関する史料は，井岡康時「副総理の怒り」（奈良県立同和问题関係史料センター『史料センター・事業ニュース』第3号，1997年）に拠る。
- 49) 「全国水平社創立宣言」（水平社宣言）等についての引用・記述は，朝治武『水平社の原像——部落・差別・解放・運動・組織・人間——』（解放出版社，2001年）に拠る。
- 50) 朝治武「『部落問題に向きあった100人』という問題意識の射程」（大阪人権博物館編集・発行『部落問題に向きあった100人』，2005年）
- 51) 喜田貞吉「特殊部落の成立沿革を略叙して，其解放に及ぶ」（『民族と歴史』第2巻第1号，1919年）。
- 52) 喜田貞吉「特殊部落といふことに就て」（『民族と歴史』第3巻第7号，1920年）。